

令和 4 年 6 月 7 日

第 2 回 廿日市市議会議案説明書
(第 2 回 定例会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第10号	専決処分につき承認を求めることについて	3
報告第11号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第14号	専決処分事項の報告について	7
報告第15号	専決処分事項の報告について	9
報告第16号	専決処分事項の報告について	11
報告第17号	専決処分事項の報告について	13
報告第18号	専決処分事項の報告について	15
議案第47号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	17
議案第48号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税 の不均一課税に関する条例の一部を改正する条 例	19
議案第49号	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置 及び管理条例の一部を改正する条例	21
議案第50号	廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の 一部を改正する条例	25
議案第51号	廿日市市文化財保護条例の一部を改正する条例	27
議案第52号	廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙におけ る選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例 等の一部を改正する条例	29
議案第57号	過疎地域持続的発展計画の変更について	31
議案第58号	工事委託契約の締結について	33
議案第59号	工事請負契約の締結について	35
議案第60号	財産の取得について	37
議案第61号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	39

(報告第 9 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税 制 収 納 課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、固定資産税に係る改正規定が令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 固定資産税

ア 下水道法に基づき設置された一定の除害施設のうち、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得されたものに係る課税標準の特例割合を 10 分の 7 と定めることとした。

イ 土地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置のうち、令和 4 年度の商業地等に係る固定資産税の宅地等調整固定資産税額の算定において乗ずる率について、100 分の 5 から 100 分の 2.5 に軽減することとした。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(3) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

3 専決処分年月日

令和 4 年 3 月 31 日

4 根拠法令

地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方

公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める
とき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

(以下略)

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第 10 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 土地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置のうち、令和 4 年度の商業地等に係る都市計画税の宅地等調整都市計画税額の算定において乗ずる率について、100 分の 5 から 100 分の 2.5 に軽減することとした。
- (2) その他必要な規定の整理を行うこととした。
- (3) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

3 専決処分年月日

令和 4 年 3 月 31 日

4 根拠法令

報告第 9 号説明書に同じ。

(報告第 1 1 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	基礎課税額	630,000 円	650,000 円
	後期高齢者支援金等課税額	190,000 円	200,000 円

- (2) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

3 専決処分年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

4 根拠法令

報告第 9 号説明書に同じ。

(報告第 1 4 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(公共施設マネジメント課)

1 専決処分した理由

令和 2 年議案第 7 5 号により契約を締結することについて議決を得た
廿日市市筏津地区公共施設再編事業の請負契約については、既存施設の
解体に伴いアスベスト除去業務が必要となったことにより、請負金額を
変更する必要があるため、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により
専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
4, 354, 049, 000円	4, 459, 649, 000円	105, 600, 000円

3 専決処分年月日

令和 4 年 3 月 2 4 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、
その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長におい
て、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長
は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を得
た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の 1 0 0
分の 5 を超えない変更契約を締結すること。

(報告第 15 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(中山間地域振興室)

1 専決処分した理由

令和 4 年 3 月 19 日中山間地域振興室の職員が、地域の回遊促進業務のため、公用車を運転して廿日市市津田地内の交差点を右折しようとした際、右後方から進行してきた自転車と接触し、同車の運転者の腰部及び右手関節に負傷を与えるとともに、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 54,687 円

3 専決処分年月日

令和 4 年 5 月 18 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 50 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

自動車損害賠償保障法

第3条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 16 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(子育て応援室)

1 専決処分した理由

令和 4 年 2 月 10 日子育て応援室の職員が、産後ケア事業業務のため、もみじケア株式会社の駐車場で公用車を駐車しようとした際、同社所有の事業所の外壁に接触し、同事業所壁面に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 113,718 円

債権者 廿日市市平良二丁目 8 番 13-1 号

もみじケア株式会社

代表取締役 吉村 隆裕

3 専決処分年月日

令和 4 年 4 月 25 日

4 根拠法令

報告第 15 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 1 条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 17 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 4 年 2 月 18 日 が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市阿品台四丁目地内の市道阿品台 5－13 号線から、同地内の駐車場へ駐車しようとした際に、道路端の鉄板が跳ね上がり、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 176,000 円

3 専決処分年月日

令和 4 年 4 月 7 日

4 根拠法令

報告第 15 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 18 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 4 年 4 月 30 日 が、原動機付自転車を運転して、廿日市市宮内地内の市道阿品高通線を進行中、路面の穴に同車の前輪及び後輪が落ち、同車の後輪が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 17,182 円

3 専決処分年月日

令和 4 年 5 月 13 日

4 根拠法令

報告第 15 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 17 号説明書に同じ。

(議案第 4 7 号)

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させるなどの措置を講ずる。

イ 給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとする。

ウ 住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。

(ア) 適用となる期限を令和 2 0 年度分の個人の市民税まで延長する。

(イ) 適用するための要件を居住年が令和 7 年であるものまで延長する。

(2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

令和 5 年 1 月 1 日。ただし、1 の(1)のアの改正規定については令和 6 年 1 月 1 日、1 の(2)の改正規定については令和 5 年 1 月 1 日外

3 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 4 8 号)

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長するなどの改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 不均一課税の適用を受ける条件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
令和 4 年 3 月 3 1 日	令和 6 年 3 月 3 1 日

- (2) 不均一課税の適用を受けることができる特別償却設備の新設又は増設する期限を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日の翌日以後 2 年を経過する日	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日の翌日以後 3 年を経過する日

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第 6 条

- ② 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、

不均一の課税をすることができる。

(議案第 49 号)

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例
の一部を改正する条例

(観 光 課)

1 改正の理由

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の更なる利用促進を図るため、利用時間を変更し、及び利用料金制度を導入することに伴い、利用料金の範囲を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 利用時間を次のとおり改める。

区 分		現 行	改 正 案
広 場	宿泊	9 時から翌日の 17 時まで	9 時から翌日の 9 時まで
炉付き サイト	宿泊	15 時から翌日の 10 時まで	9 時から翌日の 9 時まで
	日帰り	10 時から 15 時まで	9 時から 17 時まで

(2) 利用料金制度の導入に伴い、利用料金に関する規定を次のように定める。

ア 利用料金の収入等（第 9 条関係）

(ア) アルカディアビレッジ多目的広場を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(イ) (ア)の利用料金の額は、条例に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

イ 利用の予約（第 11 条関係）

(ア) アルカディアビレッジ多目的広場の施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。

(イ) 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができ

る。

- (ウ) (イ)の予約金の額は、市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

ウ 違約金の徴収（第 12 条関係）

- (ア) 予約者は、利用の予約をした後、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。
- (イ) 指定管理者は、予約者が利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は(ア)の届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。
- (ウ) (イ)の違約金の額は、市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

エ 利用料金の範囲（別表第 2（第 9 条関係））

区 分	単 位	利用料金の範囲
広場	1 サイトにつき（1 泊）	1, 0 0 0 円から 3, 0 0 0 円まで
	1 サイトにつき（日帰り）	5 0 0 円から 1, 5 0 0 円まで
多目的スペース	1 回 4 時間以内	1, 0 0 0 円から 3, 0 0 0 円まで
	4 時間を超えて 1 時間までごとに	2 5 0 円から 7 5 0 円まで
体育館（専用利用）	1 時間までごとに	1, 0 0 0 円から 3, 0 0 0 円まで
炉付きサイト	1 サイトにつき（1 泊）	2, 0 0 0 円から 6, 0 0 0 円まで
	1 サイトにつき（日帰り）	1, 5 0 0 円から 4, 5 0 0 円まで
浴室	3 0 分までごとに	5 0 0 円から

		1, 500円まで
シャワー	1人1回につき	100円から 300円まで
その他の設備・物 品等		市長が定める範囲

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 準備行為

この条例による改正後の廿日市市アルカディア多目的広場設置及び管理条例の規定による指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができる。

4 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- ⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第 5 0 号)

廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(住 宅 政 策 課)

1 提案の要旨

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正されたことにより、条例で引用している同規則の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 5 1 号)

廿日市市文化財保護条例の一部を改正する条例

(生涯学習課)

1 改正の理由

廿日市市文化財保存活用地域計画を策定することに伴い、無形文化財及び無形の民俗文化財の保持者等の認定に関して定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 文化財の種別を、文化財保護法に規定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群及び埋蔵文化財に改める。
- (2) 廿日市市教育委員会が市にとって重要な文化財として指定するものの名称を、廿日市市指定文化財に改める。
- (3) 廿日市市教育委員会は、無形文化財及び無形の民俗文化財を、廿日市市指定文化財に指定するとき、当該無形文化財及び無形の民俗文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならないこととする。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 4 年 7 月 1 日

4 根拠法令

文化財保護法

第 1 8 2 条

- ② 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

(議案第 5 2 号)

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用

自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(選挙管理委員会)

1 提案の要旨

公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費などに係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用などに係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げようとするものである。

- (1) 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額

契約の相手方	契 約 の 区 分	金 額 (1日当たり)	
		現 行	改 正 案
一般乗用旅客自動車運送事業者	選挙運動用自動車の運送	35,860 円	36,300 円
そ の 他 の 者	選挙運動用自動車の借入れ	15,800 円	16,100 円
	選挙運動用自動車の燃料の供給	7,560 円	7,700 円

- (2) 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額

区 分	現 行	改 正 案
印刷費 (1枚当たり)	525 円 6 銭	541 円 31 銭
企 画 費	155,250 円	158,125 円

- (3) 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額

区 分	現 行	改 正 案
-----	-----	-------

作成単価（１枚当たり）	７円５１銭	７円７３銭
-------------	-------	-------

２ 施行期日

公布の日

３ 根拠法令

公職選挙法

第１４１条

- ⑧ 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第１項の自動車の使用について、無料とすることができる。

第１４２条

- ⑪ 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第１項第３号から第７号までのビラの作成について、無料とすることができる。

第１４３条

- ⑮ 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第１項第４号の３の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の場合に限る。）及び同項第５号のポスターの作成について、無料とすることができる。

(議案第 5 7 号)

過疎地域持続的発展計画の変更について

(経 営 政 策 課)

1 変更の要旨

令和 4 年 4 月 1 日に過疎地域とみなされる区域となった佐伯地域を対象に、当該地域の持続的な発展に関し必要な事項を定めるなどのため、吉和地域及び宮島地域を対象に定めている過疎地域持続的発展計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

(1) 基本的な事項を次のように定める。

ア 地域の概況

佐伯地域の自然的条件、歴史的条件及び社会経済的条件の概況並びに過疎の状況を明らかにする。

イ 人口及び産業の推移と動向

過疎地域（吉和地域、宮島地域及び佐伯地域をいう。ウにおいて同じ。）の人口及び産業の推移と動向を明らかにする。

ウ 行財政の状況

過疎地域の施設整備水準の現況を明らかにする。

エ 地域の持続的発展の基本方針

佐伯地域の地域特性に応じたまちづくりの推進を明らかにする。

オ 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標に佐伯地域を含めることを明らかにする。

カ 計画期間

佐伯地域の計画期間を令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間とする。

(2) 持続的発展施策について、次の事項に関し、佐伯地域における現況と問題点を明らかにし、その対策及び計画をそれぞれ定める。

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する事項

イ 産業の振興に関する事項

ウ 地域における情報化に関する事項

エ 交通施設の整備、交通手段の確保に関する事項

オ 生活環境の整備に関する事項

カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

キ 医療の確保に関する事項

ク 教育の振興に関する事項

ケ 集落の整備に関する事項

コ 地域文化の振興等に関する事項

サ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(3) その他統計数値及び財政状況の更新並びに必要な字句の整理を行う。

3 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

⑩ 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(議案第 58 号)

工事委託契約の締結について

(維持管理課)

1 提案の要旨

廿日市市地御前北二丁目、地御前北三丁目及び六本松一丁目地内において施工する山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

(1) 工事内容 山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事

工事延長 15.84メートル

修繕工事 一式

(2) 委託金額 254,437,000円

(3) 受託者 大阪府大阪市淀川区西中島五丁目4番20号

西日本旅客鉄道株式会社

常務理事

鉄道本部新幹線鉄道事業本部長 森川 国昭

(4) 工期 議決の日の翌日から

令和6年3月31日まで

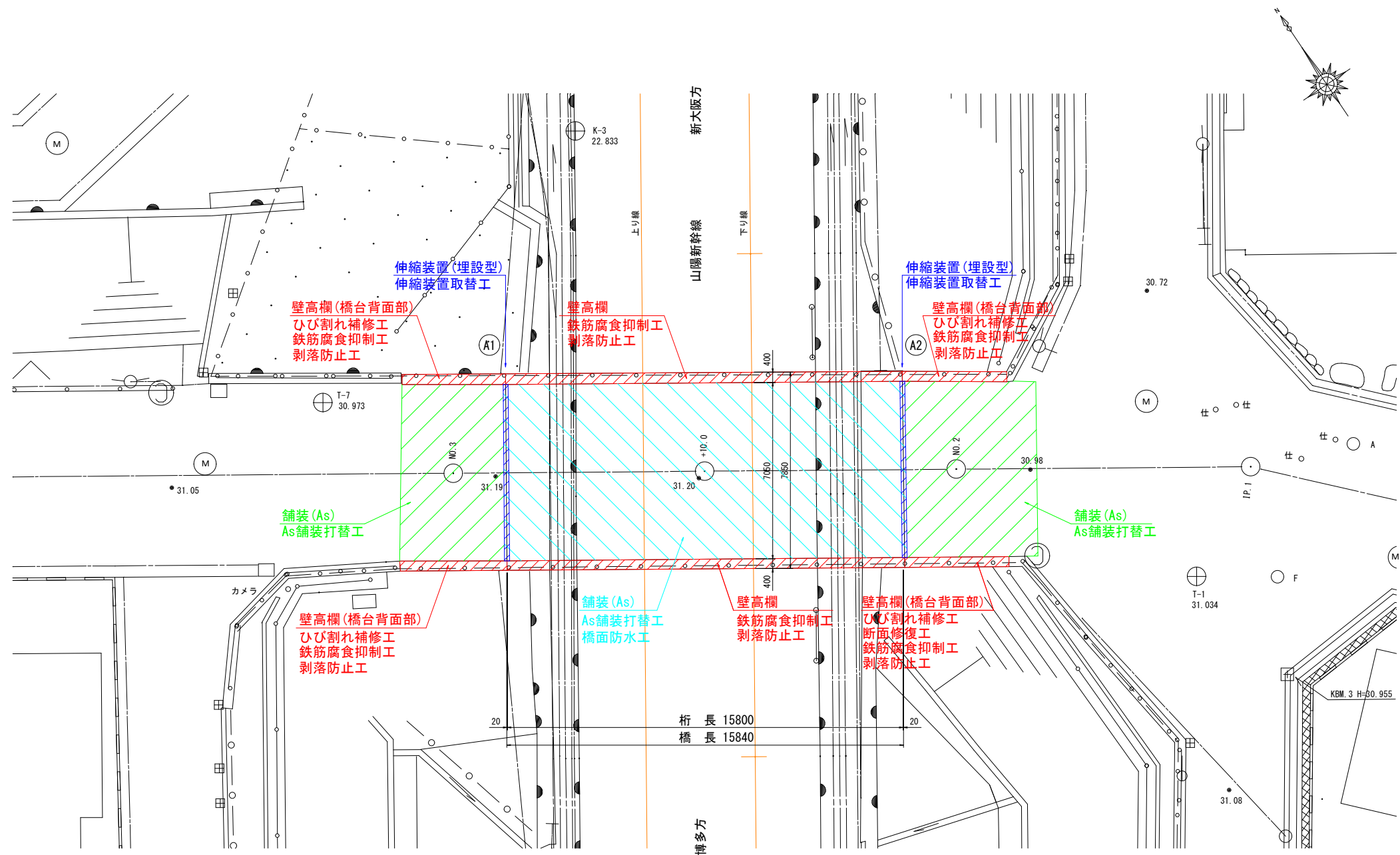
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

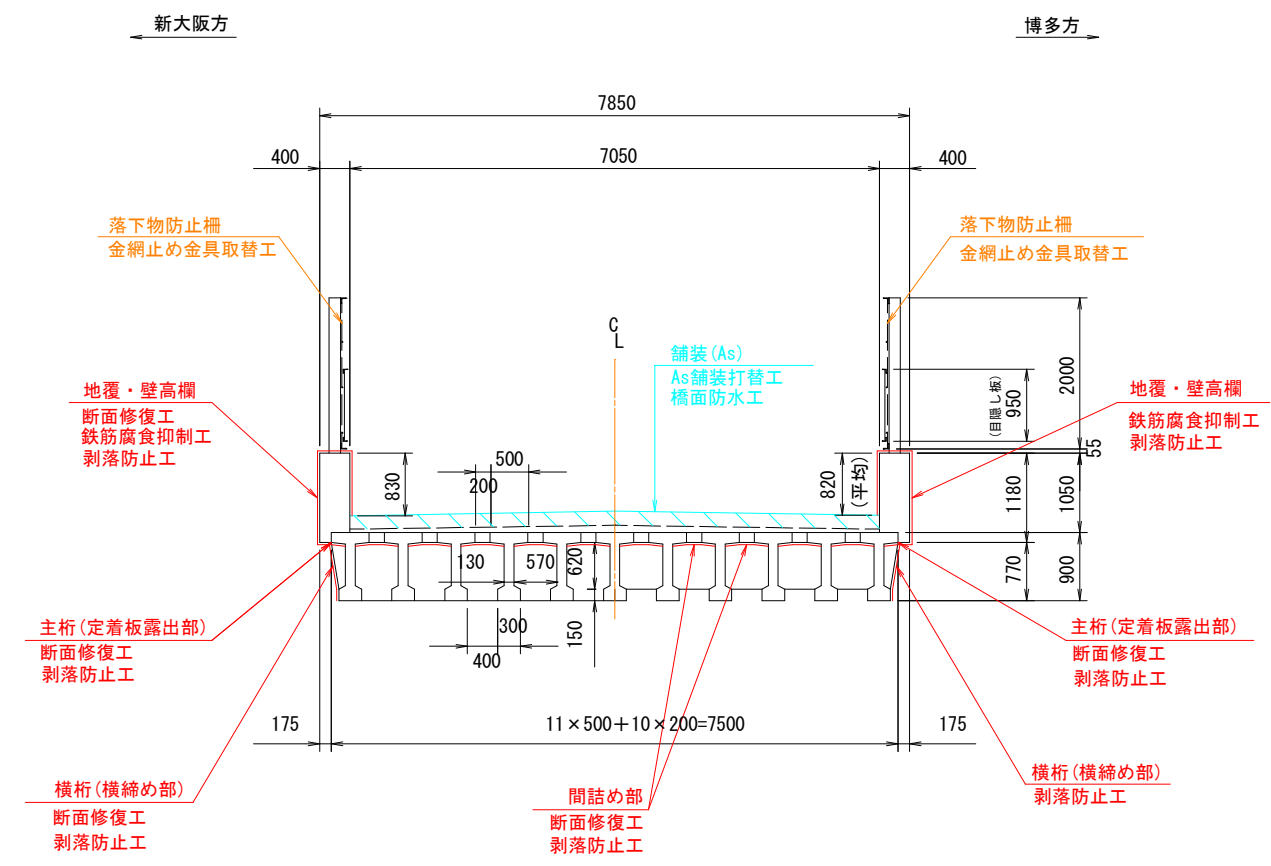


平面図

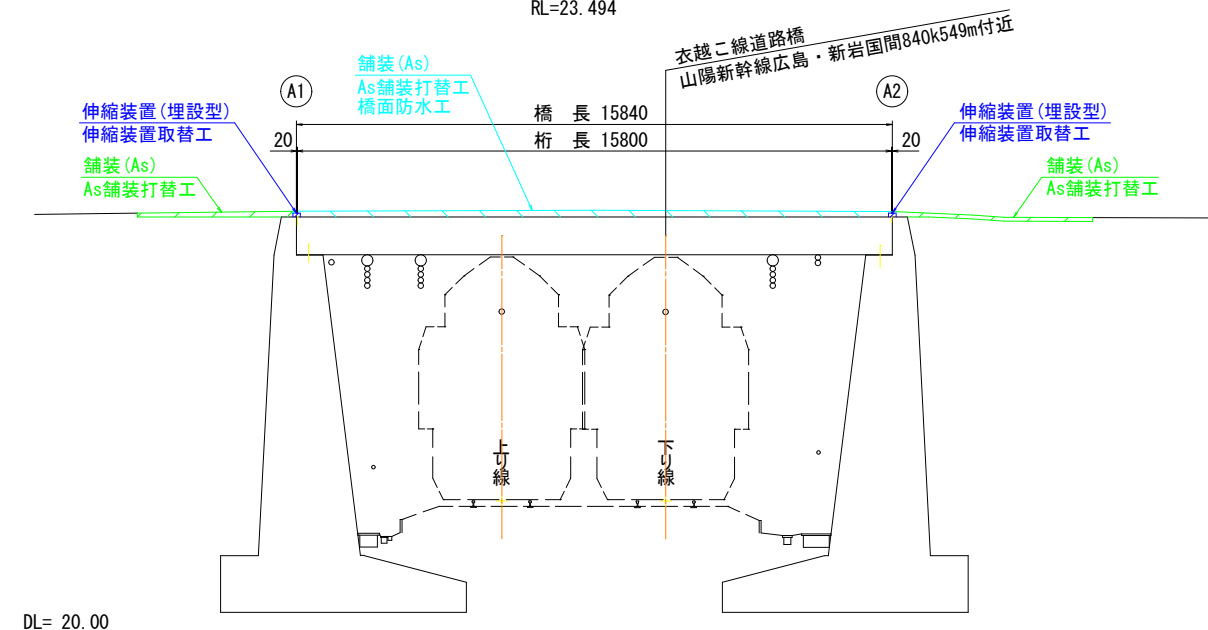


図面番号	/	縮尺	
工事名	山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事		
種 別	平面図	番 号	1 / 1
路線名	市道衣越線		
工事箇所	廿日市市 地御前北二丁目、地御前北三丁目及び六本松一丁目 地内		
廿 日 市 市			

横断図
NO. 2+10.00
GH= 31.19



側面図
840K549.57M
RL=23.494



図面番号	/	縮尺	
工事名	山陽新幹線広島・新岩国間衣越二線道路橋修繕工事		
種 別	横断図・側面図	番 号	1 / 1
路線名	市道衣越線		
工事箇所	廿日市市 地御前北二丁目、地御前北三丁目及び六本松一丁目 地内		
廿 日 市 市			

(議案第 5 9 号)

工事請負契約の締結について

(教 育 総 務 課)

1 提案の要旨

廿日市市本町 2 番 1 3 号外 2 3 箇所において施工する小中学校特別教室空調設備整備事業の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 空調設備整備工事

特別教室

小学校 1 4 校

中学校 7 校

小中一貫校 3 校

(2) 請負金額 4 2 4 , 6 6 3 , 8 0 0 円 (工事請負に係る額)

契約金額	5 4 3 , 0 5 6 , 8 0 0 円
内訳	
設計費	1 7 , 9 8 5 , 0 0 0 円
施工費	4 2 4 , 6 6 3 , 8 0 0 円
維持管理費	1 0 0 , 4 0 8 , 0 0 0 円

(3) 請 負 者 代表企業 広島市南区大須賀町 1 9 番 1 3 号

山陽空調工業株式会社

代表取締役 浅 田 博 昭

構成企業 広島市南区稻荷町 2 番 1 4 号

株式会社 綜企画設計広島支店

執行役員広島支店長 東 條 忠 之

構成企業 廿日市市桜尾二丁目 2 番 5 2 号

三喜産業株式会社

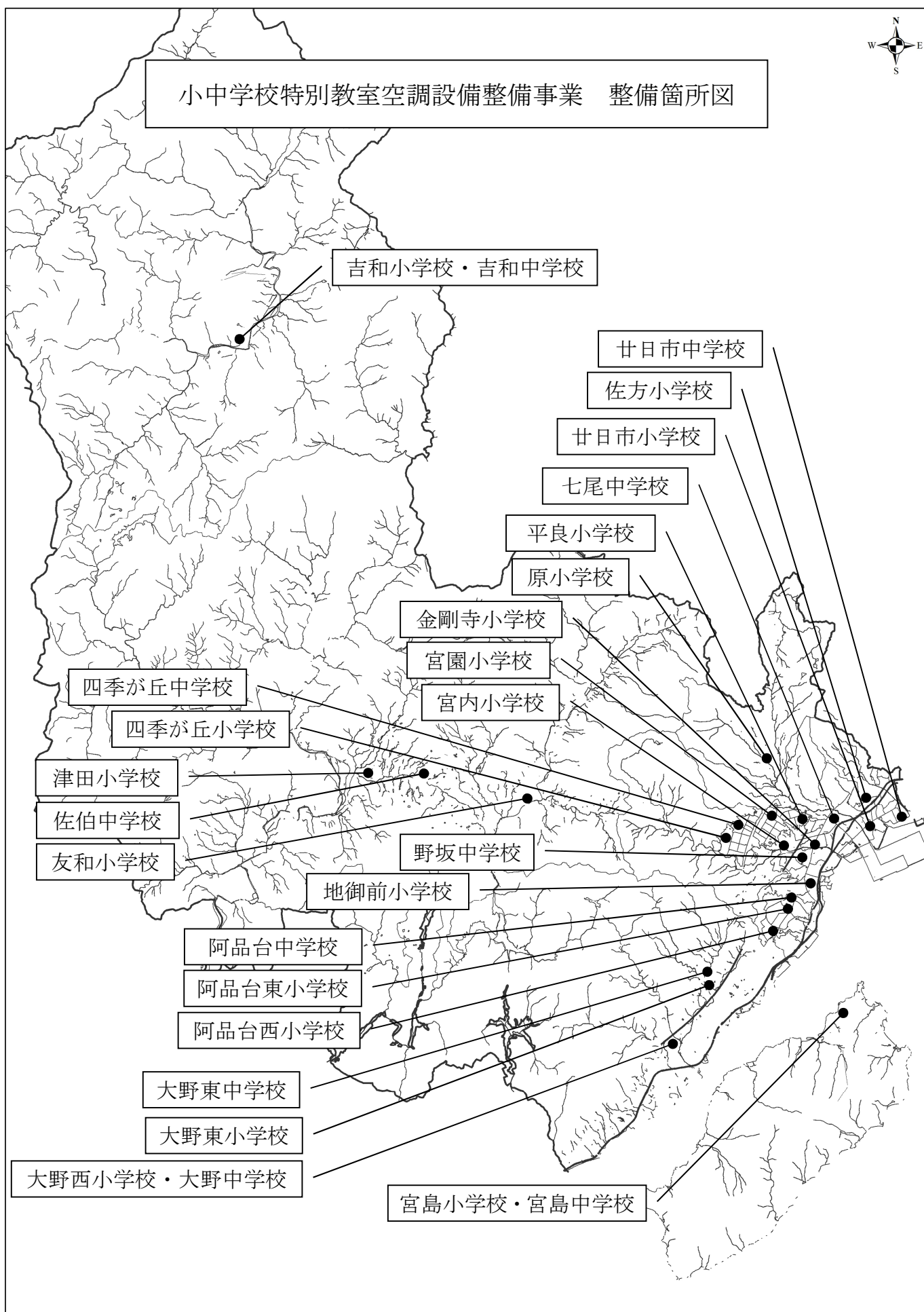
代表取締役 居 藤 正 志

(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和５年３月３１日まで

３ 根拠法令

議案第５８号説明書に同じ。



小中学校特別教室空調設備整備事業 設置一覧表

区分	学校名		特別教室数	
小学校	廿日市小学校		3	
	平良小学校		3	
	原小学校		3	
	宮内小学校		2	
	地御前小学校		3	
	佐方小学校		4	
	阿品台東小学校		3	
	阿品台西小学校		3	
	金剛寺小学校		3	
	宮園小学校		4	
	四季が丘小学校		4	
	大野東小学校		4	
	友和小学校		3	
	津田小学校		3	
	小　計		45	
	中学校	廿日市中学校		8
七尾中学校		8		
阿品台中学校		8		
野坂中学校		10		
四季が丘中学校		8		
大野東中学校		10		
佐伯中学校		7		
小　計		59		
小中一貫校	大野西小学校・大野中学校	小学校	2	4
		中学校	2	
	吉和小学校・吉和中学校	小学校	3（小中供用）	4
		中学校	1 3（小中供用）	
	宮島小学校・宮島中学校	小学校	2 1（小中供用）	4
		中学校	1 1（小中供用）	
	小　計		12	
合　計			116	

(議案第 6 0 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

佐伯消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 消防ポンプ自動車

数 量 1 台

3 取得価格 4 1 , 4 7 0 , 0 0 0 円

4 相 手 方 広島市中区舟入南三丁目 1 3 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒 井 敏 之

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5 , 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 6 1 号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 木曾忠明委員及び河原直己委員は、令和 4 年 7 月 2 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

木 曾 忠 明 (再任)

河 原 直 己 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 曾 忠 明

佃 祐 世

青 木 春 好

酒 井 龍 夫

河 原 直 己

2 根拠法令

地方税法

第 4 2 3 条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。